

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 2 8 号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則
大田市立病院使用料及び手数料規則（平成 2 4 年大田市規則第 2 7
号）の一部を次のように改正する。

別表中「

巻き爪治療（巻き爪マイスター）	巻き爪治療（巻き爪マイスター） 1 回目	1 1, 0 0 0 円
	巻き爪治療（巻き爪マイスター） 2 回目以降	7, 7 0 0 円
	巻き爪マイスター（追加使用分）	5, 5 0 0 円

」を「

巻き爪治療（巻き爪マイスター）	巻き爪治療（巻き爪マイスター） 1 回目	1 1, 0 0 0 円
	巻き爪治療（巻き爪マイスター） 2 回目以降	7, 7 0 0 円
	巻き爪マイスター（追加使用分）	5, 5 0 0 円
	巻き爪治療（リネイルゲル）	5, 5 0 0 円

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。